

令和5年 第3回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和5年3月6日（月）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1番：穴井 勲      4番：佐々木清和      5番：佐々木洋子      6番：矢幡陽子  
8番：田吹博史      9番：仲摩茂敏      10番：飯田祥治朗      11番：手島政弘

推進委員

12番：多田貫緑      13番：森 眞一      14番：野田政春      15番：森 義美  
18番：熊谷厚己      19番：田中卓一郎      20番：時松美智雄      21番：佐藤暁史  
22番：佐藤 勉      23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三      リーダー：若杉美紀      事務員：堤 悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員      （農業委員）：      8名      （農地利用最適化推進委員）：10名  
欠席委員      （農業委員）：      3名      （農地利用最適化推進委員）： 2名

<会長あいさつ>

■議事

議 長      それでは早速始めたいと思います。皆さんに毎回申しておりますけど、総会での発言は挙手をして名前を言ってお願いいたします。また携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきたいと思いません。議事録署名委員さんを5番委員さんと6番委員さんをお願いしたいと思いませんけど、ご異議はございませんか。それでは5番委員さんと6番委員さんを議事録署名委員に指名を致します。それでは報告案件から入りたいと思いません。報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局      議案書の1ページをお開きください。報告第6号農地法第3条の3第

1項の規定による届出について。

報告第6号(番号1番から2番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございます。それでは2ページの議案審議に入りたいと思います。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第10号(番号1番から4番)を読み上げて説明。

議長 はい、ただ今事務局より説明がございました。それでは1番から4番について、それぞれ担当委員さんから説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。番号1番。はい、田吹さんどうぞ。

8番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、続きまして番号2番の担当委員さんは。佐々木さんどうぞ。

5番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号3番。時松さんお願いします。

20番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号4番の担当委員さん。田中さんお願いします。

19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。番号1番から4番まで担当委員さんに説明していただきました。ただ今から質問のある方は挙手をお願いいたします。質問のある方どうぞよろしく申し上げます。はい、どうぞ。

1番委員 こういう事例がこれから増えてくると思うから質問しますけど、時松さんが説明した〇〇〇〇さんの話を聞いた時、何年も作っていない土地であるが、その上の山を管理する時これがあった方がいいという話で買うことに成ったという話なのですが、3条というのが農地を農地として使うから買う。ただ、今からの状況というか、農業全体が多分こういう事例が増えて、なんと言っているか分からないけど。買ってくれる人があれば売りたい人は助かりますけど。農地法に照らし合わせた時にはどういうものですかね。売り主と買主との話が出来るとしても全然問題ないのだけど。さっき時松さんが言ったように何十年も田を作りよったのを見ていなければ、田を田で買う。本当やったら順番で言うと、持ち主さんが4条なり放棄地なり何かの申請をされて、それから農地以外のものに例えばしてから購入する手続きに入るとか

か、若しくはそれが判っているのでは順番的に何かこういう土地については何かやり方があるのであれば事務局の方に説明してもらいたい気もしますね。

議 長  
4 番 委 員

ですね。佐々木さんどうぞ。

田圃の方を優先ではなくて山を優先というように聞こえる。意味が。山を利用するから土地を買う。だいたいなら反対でないと言っや。農業委員会に上がってくる時に山を買うからそれを利用して土地を買うというのは。田圃を買って、山を買うというのなら順序になるけど。自分はそう感じる。

議 長

さっき時松さんから説明がありましたように時松さんが小さい頃は耕作されていたけどそれ以降何十年も耕作していないということになれば、おそらくこの地主さんも、〇〇さんですかね。本人も今の農業委員会の法律の中で農地から非農地に申請するとかそういう知識がなかったと思います。だから今までずっと農地のままでずっときたというのがおそらく。だから私たちの周りでもそういう風に、私たちこそ、そういった非農地証明ね。申請してそこで初めて農業委員会で許可が下りれば、そこが農地から雑種地になりに変更になるということは、承知は出来るのですが。まだ一般の農家の方はまだそこまで知らない人が結構いるのではないかと思ってですね。これがもう程々年を取って来れば来るほどそういう情報も少なくなってくるような気がするし、私達も戸別訪問や農地パトロールなんかした時に現地でそういった人達に会えばそういった説明、ごく簡単でもいいからこういう事をしてみませんかというような事を本人に知ってもらおうという事も一利あるかなとは思っております。はい、田吹さんどうぞ

23 番 推 進 委 員  
議 長

〇〇さんは元農業委員ですよね。

そうです。〇〇〇〇さんは前任の農業委員さんでもあるのですけど。あの人らしいなと気もせんでもないのだけど。

23 番 推 進 委 員

一応農地の分は頭からなかった。山を買ってくれという話でそれも一緒に買ってくれないかという事になった。

議 長  
4 番 委 員

田圃の体をなしてないのでしょ。荒れてしまっているのでしょ。

どうせ一回は農業委員会に掛けないと非農地にならんからね。一回は農業委員会で非農地にしなくてはならないことだから、それを先にして次期に農業委員会で。

20 番 推 進 委 員

そういう事もめんどくさいから全部、結局3年は作らないかんというのがどうも私には納得できないけど。良いところは作って出来るだけ農地として残さないかんけど。もう現に山になっている所を俺そこまで

- 言う必要はないかと思う。
- 10番委員 それ法的には違う。非農地にしてからはどうにでもなるけど。実際に今は農地ではないからと言っても、法的には非農地にならんことには農業委員会から離れない。それは仕方がないと思う。いくら手が要ると言っても非農地にしてもらわんといかん。
- 20番推進委員 先月か先々月かこの〇〇がもうひとつあったでしょ。あれも一緒。
- 10番委員 申請はしてもらわんと悪い。
- 議長 今飯田さんが言うように地目現況が田である以上は今言うように3条で売買した場合は、たとえそこが荒れていようと農地を買う以上は、基本は3年間維持しなさいとそういう事は私達もそういう風に教わってきているし、ただ今みたいに何十年も作られておらねば荒れ放題で農地の体をなしていなければ、飯田さんが言うようにこの前に非農地証明を出してもらって非農地で。
- 9番委員 今の意見は分かりますけど、〇〇さんは田圃として買って自分で非農地願いを出しても別に悪いと。3年後には非農地願いを〇〇さんが出しても。
- 18番推進委員 ここで今から良し悪しを決めるのでしょ。〇〇さんに言えばいいじゃないですか。非農地願い出した方が良いのではないかと。
- 議長 〇〇さんでなくて〇〇さん。だから今回これを取り下げて貰って、非農地願いを出して貰って、そこで私たちが現地確認しますわね。これは間違いなく農地としては駄目ですねということで、そうすれば願いとして出てくれば。
- 23番推進委員 草切ったりして農地としてなるかならんかはしてみないと分からんとは言っていました。一応その管理はする。
- 議長 管理というか自己保全ですね。
- 4番委員 一応今回は非農地で申請を挙げて、非農地で買えば三年間とかないから。農地として買えば3年間は管理してくださいよ。だから非農地で挙げた方が良くと思うけどね。
- 議長 それでは事務局の方から何かあれば。
- 事務局 申請書を受け取る際に〇〇さんに何植えますかというところで聞き取りをしているので、非農地とかいう話は全くありませんでした。管理しますというところで受けていますので。こちらから非農地というものもおかしいのではないかとこのころはあります。
- 9番委員 今言ったように買った本人が管理をすると言うのだから。もしそれで3年後4年後自分が管理できんと思えばその人が非農地にしてもいいじゃないですか。非農地にしてならんという何か理由があるのです

か。

10番委員

いいですか、今の事務局の話では管理してから、農地として管理していくということになれば万々歳です。本人がそういう風に言っとれば言うことはないです。

議長

一応〇〇さんも責任をもって管理しますということだから、あの人も前農業委員をしていますので、その辺は、〇〇さんを信じてあげないとうしょうがないと思います。その辺は〇〇さんにしっかり言っといて下さい。他に意見はございませんか。それではただ今の農地法3条の1番から4番まで承認される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員賛成という事で承認する事にいたしました。続きまして、4ページの議案第11号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお開きください。議案第11号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第11号（番号1番）を読み上げて説明。

議長

はい、ありがとうございました。番号1番について担当委員さんの方から説明をお願いいたします。はい、仲摩さん。

9番委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長

はい、今担当委員さんから説明がございました。この案件について質問のある方どうぞ。挙手をしてお願いいたします。はい、田吹さんどうぞ。

8番委員

農業倉庫、おそらくここは基盤整備をしているから農振関係に入っていると思います。農振に入っているということは、倉庫となると多分下にコンクリを張ったりして、いろんな出し入れが便利のいい様にすると思います。そういう問題は引っかからないのかね。大丈夫ですか。

議長

ちょっと事務局より説明を。

事務局

こちらにつきましては、おっしゃられている通り農振地域には入っているのですが、今農振地域の用途変更ということで農業用倉庫を使う様に農振計画の変更を掛けとりますので、その辺については問題の無いようになっています。

議長

一応用途変更を掛けているということで、まだそれは完成してははいないね。

事務局

そうですね。今手続き中ということです。

10番委員

これは県まで行くのですか。

- 議長 1 番委員  
事務局  
議長
- 行きます。他に意見のある方いませんか。はい、穴井さん。  
ちょっと教えてください。農用地から今の事、変更届出してから年に  
1 回とか 2 回とかしかないのですかね。変更とか外すとかいうじゃない  
ですか。  
農振の除外につきましては基本的には年 2 回を予定しています。用途  
変更につきましてはそこまでかからず 2 か月程度で終わりますので。  
その都度案件があれば纏めてしたりすることがあります。こちらにつ  
いては案件があり次第やっているような形になります。  
はい、他に質問がなければこの案件について承認される方は挙手をし  
てお願いいたします。ありがとうございました。全員賛成という事で  
県の方に送ります。続きまして 5 ページの議案第 1 2 号農業経営基盤  
強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について利用権、これは  
事務局からの説明は省略させていただきます。利用権になりますので再設  
定と設定とがあります。再設定については説明を求めません。ただ  
し、再設定の担当の人は自分の番号を言ってお知らせください。番号  
1 番、2 番は 2 2 番。番号 5 番、6 番は 1 9 番。はいわかりました。  
それでは設定について番号 3 番、担当委員さんの方から説明をお願い  
したいと思いますのでよろしく申し上げます。はい、野田さんお願い  
します。
- 14 番推進委員  
議長
- 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕  
はい、ありがとうございました。番号 4 番と番号 1 0 番については委  
員会の中に関係者が居りますので、他の番号の審議が済んだ後に本人  
に退席をして貰って審議をしたいと思っておりますので、4 番と 1 0 番は抜  
かします。それでは番号 7 番の担当委員さん説明をお願い致します。  
はい、野田さん申し上げます。
- 14 番推進委員  
議長
- 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕  
はい、ありがとうございました。続いて番号 9 番担当委員さん。事務  
局分かりますか。これ 9、1 0 あれですね。一応公社を通して〇〇さ  
んということで、皆さん関係者居りますので〇〇さんには退席をして  
貰って審議をしたいと思っております。番号 4 番担当委員さんお願いしま  
す。はい、田中さん申し上げます。
- 19 番推進委員  
議長
- 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕  
はい。ありがとうございました。番号 4 番について今担当委員さんか  
ら説明ございました。何か質問等があれば挙手をさせていただきたいと  
思います。ありませんか。無いようでしたら承認される方は挙手をし  
てお願い致します。はい、ありがとうございました。一応この案件に

は承認という事で、〇〇さんに入って貰って〇〇さんは退席をお願い致します。9番10番は公社を通しての貸借という事で担当者が居ませんので事務局の方から一通り説明をお願いしたいと思います。

事務局  
議長

〔事務局より現地調査の結果を報告〕

はい、ありがとうございました。今事務局の方から説明がございました。この案件に対して質問のある方はまた挙手をお願いいたします。ありませんか。はい、無いようでした承認される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。一応承認されました。それではですね、番号1番から10番まで全部承認される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。承認されました。一応これですべての案件が終了しました。これで今日の総会は終わります。